

環状列石上空ガイド（高所作業車搭乗体験）業務 特記仕様書

1 業務名

環状列石上空ガイド（高所作業車搭乗体験）業務

2 目的

大湯環状列石環状列石を、高所作業車を使って上空からガイドすることで、遺跡の新たな魅力を発見し、参加者の遺跡に対する興味・関心を高めることを目的とする。

3 業務内容

(1) 環状列石上空ガイド（高所作業車搭乗体験）の実施（5 (2) 個別事項「イベントの実施」参照）

開催日時 令和8年9月23日（/秋分の日） 9：00～15：30（予定）※昼休憩1時間
開催場所 大湯環状列石

(2) 広報宣伝及び環状列石上空ガイドの参加者について整理券作成などによる参加者管理（5 (3) 個別事項「広報宣伝及び参加者管理」参照）

4 業務の詳細及び留意事項

(1) 一般事項

ア 適用範囲

本仕様書は、本業務の準備、実施、参加者誘導、広報宣伝、イベントの参加者管理、等の各業務に適用する。また、本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上決定する。

イ 現地事前協議及び計画書の提出

契約後、日程を調整し、イベント開催地等において、イベント会場や受付などの設置箇所、機材等の搬入ルート等について協議を行い、協議の決定事項を計画書として、市に提出する。

ウ 著作権等について

著作権、肖像権等に配慮するとともに、個人情報保護について関係法令を遵守する。

エ 関係機関との調整

必要に応じて周辺の関連する施設等に法令等の許可申請を行う。

オ 安全の確保

専門の技術者の指導の下、業務にあたる作業員、オペレーター、ガイド、参加者及び遺跡や遺跡内の設備、自然環境について、十分に安全に配慮してイベントを行う。また、万一の場合に備えて検討を行ったうえで、適切な保険に加入する。

カ 業務の再委託

受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。

受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、市の承認を得る。

受託者は、本業務を再委託する場合には、イベントでの搭乗体験業務の実績のある団体から相手方を選定するよう努める。

(2) 個別事項「イベントの実施」

ア 運営体制の整備

円滑なイベント運営のための管理を行う。

イ 設営・撤去

遺跡や遺跡内の設備、自然環境に十分に配慮して設営を行い、現状を変更する必要がある場合は、僅かなものでも必ず事前に発注者へ確認を行う。また、協議のうえ、やむを得ず現状を変更する場合は、イベント終了後に現状復旧を行い、前後の記録を作成し、発注者へ報告すること。

ウ 運営

(ア) 体験概要

- | | |
|---------|---|
| ・対象 | 一般市民等
ただし、小学生以下の搭乗は、保護者同伴とし、身長制限は100cm以上とする。 |
| ・使用車両 | 1台 トラック式、スーパーデッキタイプ
積載荷重 1,000kg以上、床面高さ 10m程度
デッキ床面積 5㎡以上 |
| ・参加可能人数 | 120人以上（午前・午後 60名づつ など） |
| ・体験参加料 | 無料 |
| ・体験時間 | 約10分間 |
| ・搭乗可能人数 | 1回8名程度（+操縦者1名+ガイド1名） |
| ・体験用備品 | ヘルメット、ハーネス、乗降用足場など体験を安全に行うための備品を用意し、使用する。 |
| ・諸注意 | 天候状況により、中断・中止となることがあり、延期はしない。 |

(イ) 管理・誘導

- ・参加者が不自由なく体験出来るよう駐車場、誘導方法、受付などを設定する。
- ・整理券配布などを行う場合は、気象条件や安全上の理由を除き、整理券を持っている人が確実に体験出来るよう努める。

(3) 個別事項「広報宣伝及び参加者管理」

運営体制の整備

- ・イベントに関する周知を行う。
- ・参加者の管理については、整理券配布などで円滑に体験を行えるようにすること。
※事前予約や募集は行わず、当日の対応により、参加者を管理する。
- ・詳細な体験内容に合わせて保険加入を行い、必要な情報を収集する。
- ・気象条件や安全上の理由による中止については、発注者と（再委託する場合は再委託受託者も含めて）協議の上決定する。中止が決定した場合は受託者から参加者へ通知する。また、周知にあたっては、気象状況によりイベント途中での中断や中止の可能性があることを明記する。
- ・問い合わせに関する対応は、受託者が行う。

5 イベント記録の作成

(1) イベントの記録及びデータ形式

環状列石上空ガイドの記録写真一式（J p e g形式）

なお、イベント中止等の場合の成果品については別途協議する。

(2) 納入期限

令和8年10月30日（金）

6 禁止事項

- (1) イベント会場である特別史跡大湯環状列石は、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であり、文化財保護法109条により国の特別史跡に指定、管理保護されている。そのため、遺跡内では、以下の行為は禁止となっている。
 - ・立ち入り禁止区域への進入
 - ・遺跡内でペグを打つなど、地面への打設掘削等の行為
 - ・その他遺跡に影響を及ぼすと想定される行為
- (2) その他関係法令遵守の上、業務を行うこと。

7 その他

この仕様によらないものは、市の指示に従うものとする。